

規制シート(様式)

180199200750001

平成30年3月20日

規制の名称	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による規制	所管府省	経産省・環境省
根拠法令等	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「法」という。)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	・経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部 貿易審査課 野生動植物貿易審査室長 中野 潤也 製造産業局 生活製品課長 杉山 真 ・環境省 自然環境局野生生物課長 堀上勝 (主管:環境省)
規制目的	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること		
規制内容の概要	希少野生動植物種を指定し、捕獲等、譲渡し等(取扱事業の規制を含む。)及び輸出入等を規制するほか、特に個体の繁殖の促進や生息地の整備・保全などが必要と認められる種について、保護増殖事業計画の策定や生息地等保護区の指定等を行う。	関連する予算	該当なし
規制の最近の改廃経緯	平成29年1月の中央環境審議会答申(「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について」)を踏まえ、以下を主な内容とする一部改正法を平成29年6月に公布。平成30年6月施行予定。 販売・頒布等の目的での捕獲等・譲渡し等以外を規制しない「特定第二種国内希少野生動植物種」制度の創設 希少種の保護増殖という点で一定の基準を満たす動植物園等を認定し、当該動植物園等が行う希少種の譲渡し等について規制を適用しないこととする「認定希少種保全動植物園等」制度の創設 国際希少野生動植物種についての登録の更新及び個体識別措置の義務づけや、届出制となっている象牙取扱事業の登録制化 等	関連する政策評価結果	該当なし
規制を維持、改革又は新設する理由	法に基づく国内希少野生動植物種に指定されると一律の厳しい規制がかかり、調査研究や環境教育等に支障を及ぼす場合があることを踏まえ、とりわけ二次的自然に生息・生育する種の生息・生育地の保全等の施策を進めることができるよう新たな種指定制度が必要であるため 希少種の生息域外保全のために動植物園等と協力して取り組んでいく必要がある一方で、法に基づく譲渡し等の規制が動植物園間の円滑な連携に支障を及ぼす場合があることを踏まえ、当該規制を見直す必要があるため 国際希少野生動植物種の登録について、未返納の登録票を違法に入手した別の個体の登録票として不正に利用した事件が発生しているとともに、象牙等を扱う特定国際種事業者が登録票なしで象牙を購入した事例等も確認しており、取引の規制強化を行う必要があるため	規制の維持、改革又は新設の別	改革及び新設
(規制を改革する場合の改革の方向性)	「規制の最近の改廃経緯」において記載した通り。		
見直し条項	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第37号)附則第7条		
次の見直し時期	平成35年度		